

現行	改定案	改定のポイント									
<p>(適用)</p> <p>第1条 本規程の適用は、満6ヶ月以上在籍する正社員、契約社員、嘱託社員、アルバイト、出向者(以下、「社員等」という)とする。</p> <p>2. 第4条④傷病見舞金・⑤災害見舞金・⑥死亡弔慰金は、前項に定める在籍期間に関わらず給する。</p>	<p>(適用)</p> <p>第1条 本規程の適用は、満6ヶ月以上在籍する正社員、契約社員、嘱託社員、アルバイト、出向者(以下、「社員等」という)とする。</p> <p>2. 第4条④傷病見舞金・⑤災害見舞金・⑥死亡弔慰金は、前項に定める在籍期間に関わらず給する。</p>	<p>適用範囲見直しによる削除</p>									
<p>(死亡弔慰金)</p> <p>第11条 社員等が死亡したときは、300万円の死亡弔慰金を遺族に支給する。</p> <p>2 前項に掲げる遺族の順位は労働基準法施行規則第42条ないし第43条の順位とする。</p>	<p>(死亡弔慰金)</p> <p>第11条 社員等が死亡したときは、<u>下記の支給基準に従い、死亡弔慰金を遺族に支給する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1028 616 1910 828"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th> <th>死亡事由が業務上の場合</th> <th>死亡事由が業務外の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以上</td> <td>死亡時点の基本給と所定内手当合計額の2か月分</td> <td>死亡時点の基本給と所定内手当合計額の1か月分</td> </tr> <tr> <td>5年未満</td> <td>死亡時点の基本給と所定内手当合計額の1か月分</td> <td>左記金額の50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に掲げる遺族の順位は労働基準法施行規則第42条ないし第43条の順位とする。</p>	勤続年数	死亡事由が業務上の場合	死亡事由が業務外の場合	5年以上	死亡時点の基本給と所定内手当合計額の2か月分	死亡時点の基本給と所定内手当合計額の1か月分	5年未満	死亡時点の基本給と所定内手当合計額の1か月分	左記金額の50%	<p>当社の人員数や保険未加入の現況を踏まえ、改定案を策定しました。同時に、積立貯蓄制度や付帯サービス(各種割引サービス)を導入し、生活を豊かにすることを目指します。</p>
勤続年数	死亡事由が業務上の場合	死亡事由が業務外の場合									
5年以上	死亡時点の基本給と所定内手当合計額の2か月分	死亡時点の基本給と所定内手当合計額の1か月分									
5年未満	死亡時点の基本給と所定内手当合計額の1か月分	左記金額の50%									
<p>(附則)</p> <p>1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。</p> <p>2. 本規程は、平成28年6月29日より実施する。</p> <p>平成28年8月1日 改定・実施</p> <p>平成28年9月21日 改定・実施</p> <p>平成28年11月15日 改定・実施</p> <p>平成29年7月19日 改定・実施</p> <p>平成30年1月24日 改定・実施</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。</p> <p>2. 本規程は、平成28年6月29日より実施する。</p> <p>平成28年8月1日 改定・実施</p> <p>平成28年9月21日 改定・実施</p> <p>平成28年11月15日 改定・実施</p> <p>平成29年7月19日 改定・実施</p> <p>平成30年1月24日 改定・実施</p> <p><u>平成31年3月19日 改定・実施</u></p>	<p>附則改訂</p>									